

一橋大学博士学位申請論文審査報告書

平成 28 年 3 月 9 日

申請者 大西健司
論文題目 アイデンティティへの権利による成長発達権の憲法学的構築——推知報道問題を契機に
審査員 阪口 正二郎（主査）、渡邊康行、只野雅人（副査）

本人であると推知できる報道を禁じる少年法 61 条の合憲性については、2000 年代前半以降、それが問題になった事例が相次いだこともあって議論の対象となっている。大雑把に整理すれば、一方には、少年のプライバシー権や成長発達権を根拠に少年法 61 条による規制を支持する議論があり、他方には、報道の自由を重視して規制の合憲性に疑問を提示する議論がある。

本論文は、こうした状況にあつて、憲法学の側から、成長発達権を根拠に、少年法 61 条による推知報道の禁止を原則的に肯定する正当化論を提示しようとするものである。本論文は、具体的には、従来の成長発達権論では、①成長発達権は私的な権利としてとらえられており、それでは公共性を実現しようとする報道の自由との衡量が問題になり、その場合に、個別的な衡量は正当化できても、推知報道を原則違法とする立場まで正当化できないのではないか、②成長発達権は子どもの意見表明権の尊重を正当化するだけで、子どもが表明した意見が大人の判断を実体的に統制しうる場面があることまで正当化できないのではないか、という 2 つの問題意識に基づいて、①成長発達権を、マーサ・ミノウの関係的権利論を基礎とする「アイデンティティへの権利」に位置付け、そのように位置付けられた成長発達権は、②子どもが公共性を担いうる大人に成長するうえでも必要不可欠なものであり、その意味で成長発達権は私的な権利ではなく、報道の自由に対抗しうるだけの公共性を主張しうること、③子どもにとって「重要な他者」との関係が切断されるような場合においては、成長発達権は、単に子どもの表明する意見の大人による尊重にとどまらず、大人の判断を実体的に統制しうる可能性があることを立証しようとし、一定の成功を収めている。

本論文の意義は、①成長発達権論を、関係的権利論という権利に関する基礎的な理論と、それを具体化するアイデンティティへの権利の中に位置づけることで、成長発達権の権利論としての哲学的基礎を明らかにしたこと、②成長発達権が、権利論としては、子どもと他者との「重要な関係」の切断という、限られた場面ではあるにせよ、少なくともその場面においては従来の成長発達権論を上回る内容を有する可能性を示唆していること、③こうした議論に基づいて、推知報道を禁止する少年法 61 条に対して、憲法学の側から従来の議論以上の正当化を提供していることにある。

とはいえ、本論文にも問題がないわけではない。第一に、本論文は推知報道の公共性に対抗するためには、成長発達権も公共性を有することを立証しなければならないとの前提に立っているが、それは必ずしも必然的であるとは言えないこと、第二に、特にアイデンティティへの権利を論じる際に、本稿の結論を導くにあたっては不要な議論にまで立ち入りすぎており、それによって論文の筋道が見えにくくなっているきらいがあることである。しかしながら、こうした本論文の問題は、今後、十分に修正可能だと判断される。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者大西健司氏に一橋大学博士（法学）の学位を授与することが適当であると判断する。